

## 21年11月 タイ国内 AED 関連ニュース

(特集：特定の建物では AED 設置場所が必須になります。)



**高い建物**<sup>※1</sup>、または**特別大型建物**<sup>※2</sup>、とくに商業施設、ホテル、コンドミニアム、オフィスビル、映画館まで含む多くの公共の建物が対象となります。毎日多くのサービス利用者が集まり、事故や災害が発生し、救急患者が出た際に、即座に救命活動をおこなうことが重要となる場所と規定されています。しかしながら、現在公共施設の場所によっては、上記のような事態が発生した場合に、現場にアクセスすることが容易ではない場所もあり、特に、タイの交通事情から緊急時に事故発生現場への到着が遅くなってしまうこともあります。また、緊急車両の駐車スペースがない建物や、駐車スペースはあっても救命活動をすぐに実施するのに適当ではない場所などもあります。建物の所有者、または管理者はこの点を重要視しなければならぬとされており、タイ内務省から仏暦 2522 年（西暦 1979 年）建物管理法に基づいて省令第 69 版（2021 年）が出され、公共の建物の多くの場所への安全性に留意しなければならぬと規定されています。たとえば、公共の建物に該当する高い建物と特別大型建物は、建物内で発生した災害を救援するための外部者が入場する専用通路を各階に設置しなければならないとすること、火災または災害時の救助用車両、すなわち、消防車や救急車のための場所を設置しなければならない事、建物所有者が災害に遭った人や救急患者が支障無く移動できるようにするための移動式リフトの設置や、体外式除細動器（AED）を設置するための場所、または位置を定めなければならない事も含んでいます。この省令は 2021 年 12 月 2 日より効力を有します。

高い建物で AED が必要な理由は何でしょうか？ AED とは自動体外式除細動器のことであり、突然の心肺停止（SCA）に陥った患者の心臓の動き（心電図）を解析し、電気を使用して心臓にショックを与えて、再び正常な心臓の動きに戻す役割があります。救急車、もしくは救命救助隊が現場に到着するまでの間、患者に対して AED を使用しながら適切な CPR を実施する

ことは非常に重要であり、SCA 状態に陥った患者の蘇生率を増やします。これまでタイ国立救急医学研究所が、救命救助の一連の繋がった動きの中で AED を使用することが SCA 患者を蘇生する可能性を高めるということを知る機会を増やすため継続してキャンペーンをおこなってきました。しかしながら、米国や日本と比較して、タイでの AED 設置数はまだとても少ない状況となっています。

SCA 患者が高い建物内で発生した場合は、“1669”に電話をかけて救助の依頼をするとともに、AED を使用しながら効果的な CPR を施し、患者の心臓が再び動き出し、酸素が脳やそれぞれの内臓に行き渡るようにするための救命をおこないます。なぜなら、血液が4分不足すると、脳にダメージを与えて10分以内に死亡する可能性があります。それゆえ、救命救助の最初の10分間がとても大切になります。救命に掛かる時間が長ければ長いほど、患者の蘇生率は低くなっていきます。高い建物内や公共施設で SCA 患者を発見した際は、先ず“1669”に電話を掛けて助けを求め、次に建物管理者、または警備員がいる場所から一番近くにある AED を探して、救助隊が来るまで AED 機をしようして除細動をおこないながら CPR を実施します。

#### 【注釈】

※1 「**高い建物**」 (タイ内務省／省令第 33 号)

地面から屋上までの高さが 23m 以上の建物

※2 「**特別大型建物**」 (タイ内務省／省令第 33 号)

建物または建物の一部を住居として使用するために建てられた建物、または同一種類または複数の種類の事業をおこなうために建てられた建物で、各階の合計面積、またはひとつの階の面積が 10,000 m<sup>2</sup>以上を有する建物

#### 【参照サイト】

<https://www.banmuang.co.th/news/property/252433>

省令 第 69 号(タイ語) [http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2564/A/038/T\\_0009.PDF](http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2564/A/038/T_0009.PDF)

省令 第 33 号(タイ語) <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2535/A/011/6.PDF>

省令 第 55 号(タイ語) <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/00019247.PDF>

#### 【AED のお問い合わせ先】

<https://aed.npdh.co.th/ja/>